

最高裁秘書第5636号

令和元年11月29日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

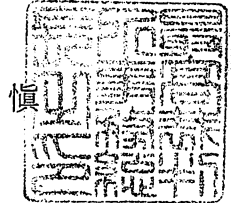
諮問番号 令和元年度（最情）諮問第53号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和元年11月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考え

2 理由

(1) 開示申出の内容

司法修習生に支給される旅費（交通費及び日当）の税務上の取扱いが分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、10月28日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 司法修習生に対して支給する旅費は、実費弁償性があり、雑所得には該当しないため源泉徴収をしておらず、また、税務上の取扱いについては、最終的には税務当局が判断すべき事項であるため、最高裁判所においてその取扱いについて記載した文書は、作成又は取得していない。

イ よって、原判断は相当である。